

令和7年度

東近江市市民定住住宅リフォーム事業（住まいる事業補助金） 募集要項

市民の定住促進、居住環境の向上を図るため、市民が自己の居住する住宅を市内の施工業者を利用して、修繕・補修等の住宅改修工事を行う場合に補助金を交付します。

補 助 の 内 容

補助対象者

- ・市内に住民票があり、現に居住している者
- ・市町村税を完納している者
- ・過去に実施した住宅リフォームに関する助成金又は住宅取得に関する補助金を受けていない者

補助金額

- 【補助率】補助対象工事費の 10%
(千円未満切捨て)
- 【限度額】15 万円
- ※市が発行する地域商品券で交付します。

補助対象住宅

- ・補助対象者が所有し、現に居住している市内の個人住宅
 - ・過去に実施した住宅リフォームに関する助成金又は住宅取得に関する補助金を受けていない住宅
- ※集合住宅は専有部分のみを対象とします（賃貸住宅は対象になりません。）。
- ※法令等に違反した建物は、対象になりません。
- ※今回の工事が市の他の制度の補助や扶助を受ける場合は、補助対象ではありません。ただし、他の制度による補助や扶助等を受けている住宅であっても、該当する工事がその制度の対象外である場合は補助対象です。

補助対象工事

- ・市内に本社登記がある法人（営業所のみは対象外）又は市内に住民票がある個人の施工業者へ発注する住宅リフォーム工事で、補助対象工事経費が 50 万円以上（税込）のもの
 - ・令和7年4月1日以降に着工し、令和8年2月28日までに完了する工事で、令和8年3月31日までに実績報告書を提出できるもの
- ※工事経費総額が 50 万円以上であっても、補助対象となる部分の経費が 50 万円未満の場合は対象外です。
- ※外構工事、土地購入費、仮住まいに要する費用、工事用機械・用具等購入費、使途の明確でない費用、その他補助対象工事に関係のない費用は、補助対象工事経費に含めることができません。

補助対象となる工事

- ・居室・玄関・廊下・階段等の改修
 - ・台所・浴室・トイレ・洗面所の改修
 - ・床・壁・天井等の張替え
 - ・手すりの設置や段差解消工事
 - ・屋根・瓦の改修工事
 - ・外壁の塗装工事
 - ・網戸・窓サッシの取付け工事
 - ・給排水設備工事（下水道工事含む）・電気設備工事
- ※ただし、下水道工事は配管工事、現況復旧工事までが対象

補助対象とならない工事

- ・外構工事（門扉、塀、庭、カーポートなど）
 - ・家電等設置工事（エアコン、太陽光発電機等）
 - ・新築・改築・増築・設備及びこれらに併せて行う工事
- *新築…既存住宅のない土地に新たに住宅を建築する場合
又は既存住宅を解体し、新たに住宅を建築する工事
- *改築…既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に改めて住宅を建築する工事
- *増築…既存の住宅のない場所に住宅の床面積を増加させる工事や既存の住宅部分以外を住宅に変更し、床面積を増加させる工事

●お問合せ● 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日を除く

東近江市 都市整備部 住宅課

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL：(0748) 24-5652

I P：050-5801-5652

申込みの流れ

①「事前申込書」の提出

「事前申込書」は、
申込期間内に受付場所へ
ご持参ください。
※郵送での受付はできません。

- 申込期間：令和7年6月9日（月）～令和7年6月27日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日及び祝日を除く
- 受付場所：東近江市役所 本館2階 住宅課
☎：0748-24-5652 IP：050-5801-5652
- 提出書類
 - ①事前申込書
 - ②見積書
 - ③施工箇所が分かる日付記載のある写真

〈注意〉
自らが所有し、現に居住している（住民登録をしている）住宅であることが
補助金交付要件です。
※相続手続き中である等、やむを得ないと市長が認める場合はこの限りではあ
りません。



※事前申込書は、東近江市住宅課に設置しています。
東近江市ホームページ（<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/>）からダウンロードできます。

② 審査・交付申請可能者の決定

- 予算を超えた場合は、交付申請可能者（当選者）を抽選で決定します。
抽選会は、7月8日（火）の午前10時から公開で行います。
場所：東近江市役所 204 会議室（本館2階）
- 抽選結果は、事前申込者全員に対して後日郵送で通知します。当選者には、「補助候補者決定通知書」及び申請方法を明記した「補助金交付申請書」を、落選者には、「落選通知書」を送付します。
- 抽選会を開催しない場合は、7月1日（火）に市ホームページでお知らせします。

③「交付申請書」の提出

抽選会が開催されなかった場合、又は抽選で当選された方は、「交付申請書」を提出してください。
※交付申請が必要な方には、各種用紙を送付します。

④ 審査・「交付決定通知書」の交付

- 提出書類等により申請内容及び補助対象工事の審査を行い、「交付決定通知書」を送付します。審査の結果は、全員に通知します。

⑤ 工事完了

- 工事は、令和8年2月28日までに完了してください。

⑥ 「実績報告書」「交付請求書」の提出

- 工事完了後は、完了日から2箇月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
※実績報告が必要な方には、各種用紙を送付します。

⑦ 内容審査「確定通知書」の交付

- 「実績報告書」等により審査を行います。審査の結果により補助金の額を確定して、「確定通知書」を交付します。

⑧ 補助金の受取り

- 「確定通知書」と本人確認ができる書類を持参し、東近江市商工労政課にて、市が発行する地域商品券とお引換えください。